

第二十節 出願審査の請求の手数料の減免

出願審査の請求の手続（以下「審査請求」という。）については、出願審査の請求の手数料（以下「審査請求料」という。）を納付すべき者が国（他の法令の規定により国とみなされる場合も含む。）である場合を除き、所定の審査請求料を納付しなければなりません（特 195(2)、特 195(4)）が、国以外の者であっても特定の要件を満たす場合に限り、手数料が免除あるいは軽減される措置があります（特 195 の 2、特 195 の 2 の 2）。

本節では、平成 31 年 4 月 1 日以降になされた審査請求に適用される審査請求料の減免制度（以下「新減免制度」という。）について記載します。同年 3 月 31 日以前になされた審査請求に適用される審査請求料の減免制度（以下「旧減免制度」という。）の手続は従前のおりとなりますので御注意ください。旧減免制度については特許庁ホームページ内の「特許料等の減免制度」の記事を御覧ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmensochi.html>

I 減免申請の方法

審査請求料の減免を受ける場合、出願審査請求書（以下「審査請求書」という。）と同時に審査請求料減免申請書（以下「減免申請書」という。）を特許庁に提出しなければなりません（手数料令 1 の 3 (1)、手数料令 1 の 3 (2)、特施規 7 3 (2)）。

ただし、審査請求書に【手数料に関する特記事項】の欄を設け「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載すれば、減免申請書の提出を省略することができます。（特施規 73(3)）

以下では減免申請書を省略する場合の手続について記載します。

1. 単独出願の場合

特許庁に審査請求書を提出する際に、審査請求書の【手数料の表示】の欄の次に【手数料に関する特記事項】の欄を設け「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載すれば、減免申請書を提出しなくとも審査請求料の減免を受けることができます。

なお、減免の要件に該当することを証する書面（以下「証明書類」という。）を提出する必要はありません。

2. 国又は減免を受ける者を含む共同出願の場合

特許を受ける権利が国又は審査請求料の減免を受ける者を含む者の共同出願であつて、持分の定めがあるときは、これらの者が納付すべき審査請求料は、国以外の各共有者ごとに法所定の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額となります（特 195(6)）。

(1) 減免を受ける者を含む者の共同出願の場合

減免申請を行う際には、

- ①出願審査請求書の【請求人】の欄に、減免を受ける者を含めて記載し、
- ②出願審査請求書の【手数料の表示】の欄の次に【手数料に関する特記事項】の欄を設け「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」(※)及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載し、
- ③出願審査請求書に【その他】の欄を設け、正規の納付金額に対する出願審査の請求の手数料(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)に持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合を記載すれば、減免申請書を提出しなくとも審査請求料の減免を受けることができます。

なお、証明書類及び持分を証する書面を提出する必要はありません。

(2) 国を含む者の共同出願の場合

減免申請を行う際には、上記(1)①～③に加え、

- ④【代理人】の欄の次に【持分の割合】の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合(※)を記載します。

なお、持分を証する書面を提出する必要はありません。

※ 出願時に出願人の権利の持分を届け出たとき又は出願後に特許法第34条第4項又は第5項の規定により出願人の権利の持分を届け出たときであつて、その届け出ている持分に変更がないときは、出願審査請求書には届け出ている持分を記載してください。

なお、すでに届け出ている持分を変更したときは、その事実を証明する書面を添付して、出願人名義変更届を提出してください。

3. 新減免制度の注意点

新減免制度による減免申請は、審査請求書の提出と同時に行う必要があります。**審査請求書提出後の減免申請は認められません**ので御注意ください。

したがって、審査請求書をオンラインで提出する場合であつて、減免申請を行うときは、上記「I」に記載のとおり、出願審査請求書に【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載し、減免申請書の提出を省略するための手続を行ってください。

また、旧減免制度においては、研究開発型中小企業、公設試験研究機関及び地方独立行政法人については、減免申請先が経済産業局でしたが、新減免制度においては、減免申請先がすべて特許庁に統一されます。

II 減免申請の要件等

減免対象者及び措置内容一覧

減免対象者		措置内容 (審査請求料)
1. 中小企業（会社）	354	1 / 2 に軽減
2. 中小企業（個人事業主）	358	
3. 中小企業（組合・NPO 法人）	362	
4. 中小ベンチャー企業（法人・個人事業主）	368	1 / 3 に軽減
5. 小規模企業（法人・個人事業主）	371	
6. 研究開発型中小企業（法人・個人事業主）	375	1 / 2 に軽減
7. 法人税非課税中小企業（法人）	383	
8. 個人（市町村民税非課税者等）	386	免除又は 1 / 2 に軽減
9. 大学等の研究者、大学等	390	1 / 2 に軽減
10. 独立行政法人	393	
11. 公設試験研究機関	396	
12. 地方独立行政法人	398	
13. 承認 TLO	400	
14. 試験独法関連 TLO	402	
15. 福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業（法人・個人事業主）	405	1 / 4 に軽減

1. 中小企業（会社）を対象とした減免措置

(1) 対象者

以下の①、②いずれにも該当すること

①以下の「従業員数要件」又は「資本金額要件」のいずれかを満たしていること

②大企業（中小企業以外の法人）に支配されていないこと ※

	業種	常時使用する 従業員	資本金額 又は出資総額
イ	製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからトまでに掲げる業種を除く。）	300人以下	3億円以下
ロ	卸売業	100人以下	1億円以下
ハ	サービス業（へ及びトに掲げる業種を除く。）	100人以下	5000万円以下
ニ	小売業	50人以下	5000万円以下
ホ	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下	3億円以下
へ	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
ト	旅館業	200人以下	5000万円以下
[備考] 表中の表中のイ～トの業種に対応する者は、特許法施行令第10条第1号イ～トに該当する者である。			

※ 大企業（中小企業以外の法人）に支配されていないこととは、次の（ア）及び（イ）のどちらにも該当していることを指します。中小企業は、特許法施行令第10条の「中小事業者」を指します。

（ア）単独の大企業（中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。

（イ）複数の大企業（中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。

※ 常時使用する従業員は、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。このため、正社員に準じた労働形態である場合には従業員として扱います。一方、会社役員は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないので、常時使用する従業員として扱いません。また、アルバイトやパートについては、労働基準法第20条をもとに個別に判断されます。アルバイトやパートの扱いの具体例は以下のとおりです。

（具体例）

・日々雇い入れられる者（アルバイト等）は原則含みません。

(注) 1 か月を超えて引き続き使用される場合は含みます。

- ・ 2 か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。

(注) 所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。

- ・ 季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。

(注) 所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。

(2) 減免措置の内容

出願審査請求料を 1 / 2 に軽減

(3) 様式見本

① 出願審査請求書 (単独出願) 記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】*1	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	〇▼株式会社
【代表者】	〇〇 〇〇
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】*2	
・ 製造業、建設業、運輸業その他の業種の場合	特許法施行令第 10 条第 1 号イに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
・ 卸売業の場合	特許法施行令第 10 条第 1 号ロに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
・ サービス業の場合	特許法施行令第 10 条第 1 号ハに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
・ 小売業の場合	特許法施行令第 10 条第 1 号ニに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
・ ゴム製品製造業の場合	

特許法施行令第 10 条第 1 号ホに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

- ソフトウェア業又は情報処理サービス業の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号へに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

- 旅館業の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号トに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。

*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】*1	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	○▼株式会社
【代表者】	〇〇 〇〇
【請求人】*1	
【識別番号】	9 8 7 6 5 4 3 2 1
【氏名又は名称】	▼○株式会社
【代表者】	〇〇 〇〇
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇

【手数料に関する特記事項】*2, *3

- 製造業、建設業、運輸業その他の業種の場合
特許法施行令第 10 条第 1 号イに掲げる者に該当する請求人である。（○▼株式会社 持分○／○）。減免申請書の提出を省略する。
- 卸売業の場合
特許法施行令第 10 条第 1 号ロに掲げる者に該当する請求人である。（○▼株式会社 持分○／○）。減免申請書の提出を省略する。
- サービス業の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ハに掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• 小売業の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ニに掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• ゴム製品製造業の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ホに掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• ソフトウェア業又は情報処理サービス業の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ヘに掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• 旅館業の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号トに掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

【その他】*4

手数料の納付の割合○/○

*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。

*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」記載してください。

*3 減免対象者が複数の場合、「特許法施行令第 10 条第 1 号○に掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。特許法施行令第 10 条第 1 号○に掲げる者に該当する請求人である。(▼○株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。」のように、改行せず続けて列記してください。

*4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人 A と出願人 B の持分がそれぞれ 1 / 2 で、出願人 A は軽減なし、出願人 B の軽減率が 1 / 2 の場合、割合は 3 / 4 (= 1 × 1 / 2 + 1 / 2 × 1 / 2) になりますので、「手数料の納付の割合 3 / 4」と記載してください。

2. 中小企業（個人事業主）を対象とした減免措置

(1) 対象者

	業種	常時使用する 従業員数
イ	製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからトまでに掲げる業種を除く。）	300人以下
ロ	卸売業	100人以下
ハ	サービス業（へ及びトに掲げる業種を除く。）	100人以下
ニ	小売業	50人以下
ホ	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下
へ	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下
ト	旅館業	200人以下
<p>[備考] 表中のイ～トの業種に対応する者は、特許法施行令第10条第1号イ～トに該当する者である。</p>		

※ 常時使用する従業員は、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。このため、正社員に準じた労働形態である場合には従業員として扱います。一方、個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないので、常時使用する従業員として扱いません。また、アルバイトやパートについては、労働基準法第20条をもとに個別に判断されます。アルバイトやパートの扱いの具体例は以下のとおりです。

(具体例)

- ・日々雇い入れられる者（アルバイト等）は原則含みません。
(注) 1か月を超えて引き続き使用される場合は含みます。
- ・2か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。
(注) 所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。
- ・季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。
(注) 所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。

(2) 減免措置の内容

出願審査請求料を1/2に軽減

(3) 様式見本

①出願審査請求書（単独出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】*1	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	▼▼ ▼▼
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】*2	
• 製造業、建設業、運輸業その他の業種の場合	特許法施行令第10条第1号イに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
• 卸売業の場合	特許法施行令第10条第1号ロに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
• サービス業の場合	特許法施行令第10条第1号ハに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
• 小売業の場合	特許法施行令第10条第1号ニに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
• ゴム製品製造業の場合	特許法施行令第10条第1号ホに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
• ソフトウェア業又は情報処理サービス業の場合	特許法施行令第10条第1号ヘに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
• 旅館業の場合	特許法施行令第10条第1号トに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。

*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

【書類名】 出願審査請求書
 【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【出願の表示】
 【出願番号】 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
 【請求項の数】 〇
 【請求人】 *1
 【識別番号】 1 2 3 4 5 6 7 8 9
 【氏名又は名称】 ▼▼ ▼▼
 【請求人】 *1
 【識別番号】 9 8 7 6 5 4 3 2 1
 【氏名又は名称】 ▼〇株式会社
 【代表者】 〇〇 〇〇
 【手数料の表示】
 【予納台帳番号】 1 2 3 4 5 6
 【納付金額】 〇〇〇〇〇

【手数料に関する特記事項】 *2, *3

- 製造業、建設業、運輸業その他の業種の場合
 特許法施行令第10条第1号イに掲げる者に該当する請求人である。（▼▼▼▼ 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
- 卸売業の場合
 特許法施行令第10条第1号ロに掲げる者に該当する請求人である。（▼▼▼▼ 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
- サービス業の場合
 特許法施行令第10条第1号ハに掲げる者に該当する請求人である。（▼▼▼▼ 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
- 小売業の場合
 特許法施行令第10条第1号ニに掲げる者に該当する請求人である。（▼▼▼▼ 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
- ゴム製品製造業の場合
 特許法施行令第10条第1号ホに掲げる者に該当する請求人である。（▼▼▼▼ 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
- ソフトウェア業又は情報処理サービス業の場合
 特許法施行令第10条第1号ヘに掲げる者に該当する請求人である。（▼▼▼▼ 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
- 旅館業の場合
 特許法施行令第10条第1号トに掲げる者に該当する請求人である。（▼▼▼▼ 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。

- *1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。
- *2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。
- *3 減免対象者が複数の場合、「特許法施行令第10条第1号○に掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分○／○)。減免申請書の提出を省略する。特許法施行令第10条第1号○に掲げる者に該当する請求人である。(▼○株式会社 持分○／○)。減免申請書の提出を省略する。」のように、改行せず続けて列記してください。
- *4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人 A と出願人 B の持分がそれぞれ $1/2$ で、出願人 A は軽減なし、出願人 B の軽減率が $1/2$ の場合、割合は $3/4 (= 1 \times 1/2 + 1/2 \times 1/2)$ になりますので、「手数料の納付の割合 $3/4$ 」と記載してください。

3. 中小企業（組合・NPO法人）を対象とした減免措置

(1) 対象者

① 組合

以下の（a）、（b）いずれにも該当すること（資本又は出資を有しない場合は（b）を除く）

（a）以下の表のいずれかに該当する組合・組合連合会・組合中央会であること

（b）大企業（中小企業以外の法人）に支配されていないこと ※

	組合
チ	<ul style="list-style-type: none"> 企業組合
リ	<ul style="list-style-type: none"> 協業組合
ヌ	<ul style="list-style-type: none"> 事業協同組合 事業協同小組合 協同組合連合会
ル	<ul style="list-style-type: none"> 農業協同組合 農業協同組合連合会
ヲ	<ul style="list-style-type: none"> 漁業協同組合 漁業協同組合連合会 水産加工業協同組合 水産加工業協同組合連合会
ワ	<ul style="list-style-type: none"> 森林組合 森林組合連合会
カ	<ul style="list-style-type: none"> 商工組合 商工組合連合会
ヨ	<ul style="list-style-type: none"> 商店街振興組合 商店街振興組合連合会
タ	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活協同組合 消費生活協同組合連合会
レ	<ul style="list-style-type: none"> 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人であるもの 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が常時300人以下の従業員を使用する者であるもの

レ	<ul style="list-style-type: none"> 酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人であるもの 酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの
<p>[備考] 表中のチ～レに対応する者は、特許法施行令第10条第1号チ～レに該当する者である。</p>	

②NPO法人（特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人）

以下の（a）、（b）いずれにも該当すること（資本又は出資を有しない場合は（b）を除く）

- （a）以下の「従業員数要件」を満たしているNPO法人であること
- （b）大企業（中小企業以外の法人）に支配されていないこと ※

	業種	常時使用する従業員数※
ソ	以下の業種（小売業、卸売業及びサービス業）以外の業種	300人以下
	小売業	50人以下
	卸売業又はサービス業	100人以下
<p>[備考] 表中のソに対応する者は、特許法施行令第10条第1号ソに該当する者である。</p>		

※ 大企業（中小企業以外の法人）に支配されていないこととは、次の（ア）及び（イ）のどちらにも該当していることを指します。中小企業は特許法施行令第10条の「中小事業者」を指します。

（ア） 単独の大企業（中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。

（イ） 複数の大企業（中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。

※ 常時使用する従業員は、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。このため、正社員に準じた労働形態である場合には従業員として扱います。一方、会社役員・個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないので、常時使用する従業員として扱いません。また、アルバイトやパートについては、労働基準法第20条をもとに個別に判断されます。アルバ

イトやパートの扱いの具体例は以下のとおりです。

(具体例)

- ・日々雇い入れられる者（アルバイト等）は原則含みません。
(注) 1 か月を超えて引き続き使用される場合は含みます。
- ・2 か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。
(注) 所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。
- ・季節的業務 4 か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。
(注) 所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。

(2) 減免措置の内容

出願審査請求料を 1 / 2 に軽減

(3) 様式見本

①出願審査請求書（単独出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】*1	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	〇▼組合
【代表者】	〇〇 〇〇
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】*2	
• 企業組合の場合	特許法施行令第 10 条第 1 号チに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
• 協業組合の場合	特許法施行令第 10 条第 1 号リに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
• 事業協同組合等の場合	特許法施行令第 10 条第 1 号ヌに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
• 農業協同組合等の場合	

特許法施行令第10条第1号ルに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

- 漁業協同組合等の場合

特許法施行令第10条第1号ヲに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

- 森林組合等の場合

特許法施行令第10条第1号ワに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

- 商工組合等の場合

特許法施行令第10条第1号カに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

- 商店街振興組合等の場合

特許法施行令第10条第1号ヨに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

- 消費生活協同組合等の場合

特許法施行令第10条第1号タに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

- 酒造組合等の場合

特許法施行令第10条第1号レに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

- NPO法人の場合

特許法施行令第10条第1号ソに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。

*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

【書類名】 出願審査請求書
 【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【出願の表示】
 【出願番号】 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
 【請求項の数】 〇
 【請求人】*1
 【識別番号】 1 2 3 4 5 6 7 8 9
 【氏名又は名称】 〇▼組合
 【代表者】 〇〇 〇〇
 【請求人】*1
 【識別番号】 9 8 7 6 5 4 3 2 1
 【氏名又は名称】 ▼〇株式会社
 【代表者】 〇〇 〇〇
 【手数料の表示】
 【予納台帳番号】 1 2 3 4 5 6
 【納付金額】 〇〇〇〇〇

【手数料に関する特記事項】*2, *3

- 企業組合の場合
 特許法施行令第10条第1号チに掲げる者に該当する請求人である。（〇▼組合 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
- 協業組合の場合
 特許法施行令第10条第1号リに掲げる者に該当する請求人である。（〇▼組合 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
- 事業協同組合等の場合
 特許法施行令第10条第1号ヌに掲げる者に該当する請求人である。（〇▼組合 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
- 農業協同組合等の場合
 特許法施行令第10条第1号ルに掲げる者に該当する請求人である。（〇▼組合 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
- 漁業協同組合等の場合
 特許法施行令第10条第1号ヲに掲げる者に該当する請求人である。（〇▼組合 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
- 森林組合等の場合
 特許法施行令第10条第1号ワに掲げる者に該当する請求人である。（〇▼組合 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
- 商工組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号カに掲げる者に該当する請求人である。(○▼
組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• 商店街振興組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ヨに掲げる者に該当する請求人である。(○▼
組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• 消費生活協同組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号タに掲げる者に該当する請求人である。(○▼
組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• 酒造組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号レに掲げる者に該当する請求人である。(○▼
組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• NPO 法人の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ソに掲げる者に該当する請求人である。(○▼
組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

【その他】*4 手数料の納付の割合○/○

*1 【請求人】欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。

*2 【手数料に関する特記事項】欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

*3 減免対象者が複数の場合、「特許法施行令第 10 条第 1 号○に掲げる者に該当する請求人である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。特許法施行令第 10 条第 1 号○に掲げる者に該当する請求人である。(▼○株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。」のように、改行せず続けて列記してください。

*4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人 A と出願人 B の持分がそれぞれ 1 / 2 で、出願人 A は軽減なし、出願人 B の軽減率が 1 / 2 の場合、割合は 3 / 4 (= 1 × 1 / 2 + 1 / 2 × 1 / 2) になりますので、「手数料の納付の割合 3 / 4」と記載してください。

4. 中小ベンチャー企業（法人・個人事業主）を対象とした減免措置

(1) 対象者

①個人事業主の場合

- ・事業開始後10年未満であること

②法人の場合（以下のいずれにも該当すること）

- ・設立後10年未満で資本金額又は出資総額が3億円以下の法人であること
- ・大企業（資本金額又は出資総額が3億円を超える法人）に支配されていないこと

※

- ※ 大企業（資本金額又は出資総額が3億円を超える法人）に支配されていないこととは、次の（ア）及び（イ）に該当していることを指します。

（ア）単独の大企業（資本金額又は出資総額が3億円を超える法人）が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。

（イ）複数の大企業（資本金額又は出資総額が3億円を超える法人）が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。

- ※ 資本又は出資を有しない法人の場合については、前事業年度末の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に、当該事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする）の100分の60に相当する金額が3億円以下であることが必要です。

(2) 減免措置の内容

出願審査請求料を1/3に軽減

- ※ 1/3に軽減後の額に端数が生じた場合、10円未満の端数は切り捨てた額で納付してください。

(3) 様式見本

①出願審査請求書（単独出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	〇▼株式会社
【代表者】	〇〇 〇〇
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】 ^{*2}	
• 個人事業主の場合	特許法施行令第10条第5号イに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
• 法人の場合	特許法施行令第10条第5号ロに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。【氏名又は名称】欄は自然人にあっては、氏名を記載してください。

*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	○▼株式会社
【代表者】	〇〇 〇〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	9 8 7 6 5 4 3 2 1
【氏名又は名称】	▼○株式会社
【代表者】	〇〇 〇〇
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】 ^{*2, *3}	
• 個人事業主の場合	特許法施行令第 10 条第 5 号イに掲げる者に該当する請求人である。（〇〇 〇〇 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
• 法人の場合	特許法施行令第 10 条第 5 号ロに掲げる者に該当する請求人である。（○▼株式会社 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
【その他】 ^{*4}	手数料の納付の割合〇／〇

- *1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。【氏名又は名称】欄は自然人にあつては、氏名を記載してください。
- *2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。
- *3 減免対象者が複数の場合、「特許法施行令第 10 条第 5 号〇に掲げる者に該当する請求人である。（○▼株式会社 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。特許法施行令第 10 条第 5 号〇に掲げる者に該当する請求人である。（▼○株式会社 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。」のように、改行せず続けて列記してください。
- *4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人 A と出願人 B の持分がそれぞれ 1／2 で、出願人 A は軽減なし、出願人 B は 1／3 に軽減される場合、割合は 2／3（＝1×1／2＋1／3×1／2）になり

ますので、「手数料の納付の割合 2 / 3」と記載してください。

5. 小規模企業（法人・個人事業主）を対象とした減免措置

（1）対象者

①個人事業主の場合

- ・ 常時使用する従業員の数が 20 人以下（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、5 人以下）の個人事業主であること

②法人の場合（以下のいずれにも該当すること）

- ・ 常時使用する従業員の数が 20 人以下（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、5 人以下）である法人であること
- ・ 大企業（中小企業以外の法人）に支配されていないこと※

※ 大企業（中小企業以外の法人）に支配されていないこととは、次の（ア）及び（イ）のどちらにも該当していることを指します。中小企業は特許法施行令第 10 条の「中小事業者」を指します。

（ア）単独の大企業（中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の 1 / 2 以上の株式又は出資金を有していないこと。

（イ）複数の大企業（中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の 2 / 3 以上の株式又は出資金を有していないこと。

※ 常時使用する従業員は、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。このため、正社員に準じた労働形態である場合には従業員として扱います。一方、会社役員及び個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないので、常時使用する従業員として扱いません。また、アルバイトやパートについては、労働基準法第 20 条をもとに個別に判断されます。アルバイトやパートの扱いの具体例は以下のとおりです。

（具体例）

- ・ 日々雇い入れられる者（アルバイト等）は原則含みません。

（注） 1 か月を超えて引き続き使用される場合は含みます。

- ・ 2 か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。

（注） 所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。

- ・ 季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。

（注） 所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。

（2）減免措置の内容

出願審査請求料を 1 / 3 に軽減

※ 1 / 3 に軽減後の額に端数が生じた場合、10 円未満の端数は切り捨てた額で納付してください。

(3) 様式見本

①出願審査請求書（単独出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	〇▼株式会社
【代表者】	〇〇 〇〇
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】 ^{*2}	
• 個人事業主の場合	特許法施行令第10条第4号イに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
• 法人の場合	特許法施行令第10条第4号ロに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

*1 【請求人】欄には、減免を受ける者を記載してください。【氏名又は名称】欄は自然人にあつては、氏名を記載してください。

*2 【手数料に関する特記事項】欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	○▼株式会社
【代表者】	〇〇 〇〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	9 8 7 6 5 4 3 2 1
【氏名又は名称】	▼〇株式会社
【代表者】	〇〇 〇〇
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】 ^{*2, *3}	
• 個人事業主の場合	特許法施行令第 10 条第 4 号イに掲げる者に該当する請求人である。 (〇〇 〇〇 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。
• 法人の場合	特許法施行令第 10 条第 4 号ロに掲げる者に該当する請求人である。 (○▼株式会社 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。
【その他】 ^{*4}	手数料の納付の割合〇／〇

- *1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。【氏名又は名称】欄は自然人にあっては、氏名を記載してください。
- *2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。
- *3 減免対象者が複数の場合、「特許法施行令第 10 条第 4 号〇に掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。特許法施行令第 10 条第 4 号〇に掲げる者に該当する請求人である。(▼〇株式会社 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。」のように、改行せず続けて列記してください。
- *4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人 A と出願人 B の持分がそれぞれ 1 / 2 で、出願人 A は軽減なし、出願人 B は 1 / 3 に軽減される場合、割合は 2 / 3 (= 1 × 1 / 2 + 1 / 3 × 1 / 2) になりますので、「手数料の納付の割合 2 / 3」と記載してください。

6. 研究開発型中小企業（法人・個人事業主）を対象とした減免措置

（1） 対象者

①個人事業主の場合

- ・以下の（a）、（b）いずれにも該当すること
 - （a）以下の「従業員数要件」を満たしている個人事業主であること
 - （b）研究開発要件 を満たしていること

	業種	常時使用する 従業員数
イ	製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからトまでに掲げる業種を除く。）	300人以下
ロ	卸売業	100人以下
ハ	サービス業（へ及びトに掲げる業種を除く。）	100人以下
ニ	小売業	50人以下
ホ	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下
ヘ	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下
ト	旅館業	200人以下
[備考] 表中のイ～トの業種に対応する者は、特許法施行令第10条第1号イ～トに該当する者である。		

②会社の場合

- ・以下の（a）、（b）いずれにも該当すること

（a）以下の「従業員数要件」又は「資本金額要件」のいずれかを満たしている会社であること

（b）研究開発要件を満たしていること

	業種	常時使用する 従業員数	資本金額 又は出資総額
イ	製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからトまでに掲げる業種を除く。）	300人以下	3億円以下
ロ	卸売業	100人以下	1億円以下
ハ	サービス業（へ及びトに掲げる業種を除く。）	100人以下	5000万円以下
ニ	小売業	50人以下	5000万円以下
ホ	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下	3億円以下
ヘ	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
ト	旅館業	200人以下	5000万円以下
[備考] 表中のイ～トの業種に対応する者は、特許法施行令第10条第1号イ～トに該当する者である。			

③組合の場合

- ・以下の（a）、（b）いずれにも該当すること
 - （a）以下の表のいずれかに該当する組合であること
 - （b）研究開発要件 を満たしていること

組合
<ul style="list-style-type: none">・ 企業組合・ 協業組合・ 事業協同組合・ 事業協同小組合・ 協同組合連合会・ 農業協同組合・ 農業協同組合連合会・ 漁業協同組合・ 漁業協同組合連合会・ 水産加工業協同組合・ 水産加工業協同組合連合会・ 森林組合・ 森林組合連合会・ 商工組合・ 商工組合連合会・ 商店街振興組合・ 商店街振興組合連合会・ 消費生活協同組合・ 消費生活協同組合連合会・ 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人であるもの・ 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が常時300人以下の従業員を使用する者であるもの・ 酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人であるもの・ 酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの

④NPO 法人の場合

- ・以下の（a）、（b）いずれにも該当すること
 - （a）以下の「従業員数要件」を満たしている NPO 法人であること
 - （b）研究開発要件 を満たしていること

業種	常時使用する従業員数
以下の業種（小売業、卸売業及びサービス業）以外の業種	300人以下
小売業	50人以下
卸売業又はサービス業	100人以下

※ 常時使用する従業員は、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。このため、正社員に準じた労働形態である場合には従業員として扱います。一方、会社役員は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないので、常時使用する従業員として扱いません。また、アルバイトやパートについては、労働基準法第20条をもとに個別に判断されます。アルバイトやパートの扱いの具体例は以下のとおりです。

（具体例）

- ・日々雇い入れられる者（アルバイト等）は原則含みません。
（注）1か月を超えて引き続き使用される場合は含みます。
- ・2か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。
（注）所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。
- ・季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。
（注）所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。

（2） 研究開発要件

①個人事業主の場合

以下の③研究開発要件の（a）、（c）～（f）のいずれかに該当すること

②会社・組合・NPO 法人の場合

以下の③研究開発要件の（b）～（f）のいずれかに該当すること

③研究開発要件

（a）減免申請の日の属する年の前年1年間（減免申請の日の属する月が1月から3月までである場合には、前々年1年間）において、試験研究費等比率（1年間における試験研究費及び開発費の合計額の事業所得に係る総収入金額に対する割合）が3%を超えるもの（ただし、減免申請の日において事業を開始した日以後27月を経過していないもののうち試験研究費等比率を算定することができない場合は、常勤の研究者の数が2人以上であり、かつ、当研究者の数の事業主及び従業員の数の合計に対する割合が10%以上であるもの）

(b) 減免申請の日の属する事業年度の前事業年度（減免申請の日が前事業年度経過後2月以内である場合には、前々事業年度）において、試験研究費等比率（1事業年度における試験研究費及び開発費の合計額の収入金額（総収入金額から固定資産又は有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額）に対する割合）が3%を超えるもの（ただし、減免申請の日において設立の日以後26月を経過していないもののうち試験研究費等比率を算定することができない場合は、常勤の研究者の数が2人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が10%以上であるもの）

(c) その特許発明又は発明が科学技術イノベーション活性化法第2条第16項に規定する指定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）である場合において当該指定補助金等を交付された者

(d) その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第15条第2項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものである場合において、当該経営革新のための事業を行う者

(e) ※その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第17条第3項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものである場合において、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う者

(f) ※その特許発明又は発明が中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第5条第2項に規定する認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係るもの（当該認定計画の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものである場合において、当該特定研究開発等を行う者

※第201回通常国会において成立した「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」（中小企業成長促進法）により、上記研究開発要件の(e)、(f)（特許法施行令第10条第2号ホ・ヘに該当）が削除されました。なお、施行日（令和2年10月1日）時点で研究開発要件の(e)又は(f)に該当する場合、施行日以降も引き続き出願審査請求料の減免措置を受けることができます。

(3) 軽減措置の内容

出願審査請求料を 1 / 2 に軽減

(4) 様式見本

①出願審査請求書（単独出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	〇▼株式会社
【代表者】	〇〇 〇〇
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】 ^{*2}	
• (2) ③研究開発要件が (a) の場合	特許法施行令第 10 条第 2 号イに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
• (2) ③研究開発要件が (b) の場合	特許法施行令第 10 条第 2 号ロに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
• (2) ③研究開発要件が (c) の場合	特許法施行令第 10 条第 2 号ハに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
• (2) ③研究開発要件が (d) の場合	特許法施行令第 10 条第 2 号ニに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
• ※ (2) ③研究開発要件が (e) の場合	特許法施行令第 10 条第 2 号ホに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
• ※ (2) ③研究開発要件が (f) の場合	特許法施行令第 10 条第 2 号ヘに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。【氏名又は名称】欄は、自然人にあっては、氏名を記載してください。

*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出

を省略する旨」を記載してください。

※第 201 回通常国会において成立した「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」（中小企業成長促進法）により、上記研究開発要件の (e) , (f) (特許法施行令第 10 条第 2 号ホ・ヘに該当) が削除されました。なお、施行日（令和 2 年 10 月 1 日）時点で研究開発要件の (e) 又は (f) に該当する場合、施行日以降も引き続き出願審査請求料の減免措置を受けることができます。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】*1	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	〇▼株式会社
【代表者】	〇〇 〇〇
【請求人】*1	
【識別番号】	9 8 7 6 5 4 3 2 1
【氏名又は名称】	▼〇株式会社
【代表者】	〇〇 〇〇
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】*2, *3	
•	(2) ③研究開発要件が (a) の場合 特許法施行令第 10 条第 2 号イに掲げる者に該当する請求人である。 (〇▼株式会社 持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。
•	(2) ③研究開発要件が (b) の場合 特許法施行令第 10 条第 2 号ロに掲げる者に該当する請求人である。 (〇▼株式会社 持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。
•	(2) ③研究開発要件が (c) の場合 特許法施行令第 10 条第 2 号ハに掲げる者に該当する請求人である。 (〇▼株式会社 持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。
•	(2) ③研究開発要件が (d) の場合

特許法施行令第 10 条第 2 号ニに掲げる者に該当する請求人である。
(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

- ※ (2) ③研究開発要件が (e) の場合
特許法施行令第 10 条第 2 号ホに掲げる者に該当する請求人である。
(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。
- ※ (2) ③研究開発要件が (f) の場合
特許法施行令第 10 条第 2 号へに掲げる者に該当する請求人である。
(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

【その他】*4 手数料の納付の割合○/○

- *1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。【氏名又は名称】欄は、自然人にあっては、氏名を記載してください。
- *2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。
- *3 減免対象者が複数の場合、「特許法施行令第 10 条第 2 号○に掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。特許法施行令第 10 条第 2 号○に掲げる者に該当する請求人である。(▼○株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。」のように、改行せず続けて列記してください。
- *4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人 A と出願人 B の持分がそれぞれ $1/2$ で、出願人 A は軽減なし、出願人 B の軽減率が $1/2$ の場合、割合は $3/4 (= 1 \times 1/2 + 1/2 \times 1/2)$ になりますので、「手数料の納付の割合 $3/4$ 」と記載してください。

※第 201 回通常国会において成立した「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」(中小企業成長促進法)により、上記研究開発要件の (e), (f) (特許法施行令第 10 条第 2 号ホ・へに該当) が削除されました。なお、施行日(令和 2 年 10 月 1 日)時点で研究開発要件の (e) 又は (f) に該当する場合、施行日以降も引き続き出願審査請求料の減免措置を受けることができます。

7. 法人税非課税中小企業（法人）を対象とした減免措置

(1) 対象者

- ・以下の①、②、③いずれにも該当する法人であること
 - ①資本金額又は出資総額が3億円以下の法人であること
 - ②法人税が課されていないこと
 - ③他の法人に支配されていないこと※

※ 他の法人に支配されていないこととは、次の（ア）及び（イ）のどちらにも該当していることを指します。

（ア）申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。

（イ）申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。

※ 資本又は出資を有しない法人の場合については、前事業年度末の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に、当該事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする）の100分の60に相当する金額が3億円以下であることが必要です。

(2) 減免措置の内容

出願審査請求料を1/2に軽減

(3) 様式見本

①出願審査請求書（単独出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	〇▼株式会社
【代表者】	〇〇 〇〇
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】 ^{*2}	
特許法等関係手数料令第1条の2第2号に掲げる要件に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。	

*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。

*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	○▼株式会社
【代表者】	〇〇 〇〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	9 8 7 6 5 4 3 2 1
【氏名又は名称】	△〇株式会社
【代表者】	〇〇 〇〇
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】 ^{*2, *3}	特許法等関係手数料令第1条の2第2号に掲げる要件に該当する請求人である。 （○▼株式会社 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。
【その他】 ^{*4}	手数料の納付の割合〇／〇

*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。

*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

*3 減免対象者が複数の場合、「特許法等関係手数料令第1条の2第2号に掲げる要件に該当する請求人である。（○▼株式会社 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。特許法施行令第10条第1号〇に掲げる者に該当する請求人である。（△〇株式会社 持分〇／〇）。減免申請書の提出を省略する。」のように、改行せず続けて列記してください。

*4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人 A と出願人 B の持分がそれぞれ 1 / 2 で、出願人 A は軽減なし、出願人 B の軽減率が 1 / 2 の場合、割合は 3 / 4 (= 1 × 1 / 2 + 1 / 2 × 1 / 2) になりますので、「手数料の納付の割合 3 / 4」と記載してください。

8. 個人（市町村民税非課税者等）を対象とした減免措置

(1) 対象者

	要件	審査請求料
イ	生活保護を受けている者	免除
ロ	市町村民税非課税者	免除
ハ	所得税非課税者	1 / 2 に軽減
ニ	事業税非課税の個人事業主	1 / 2 に軽減
[備考] 表中のイ～ニに対応する者は、特許法等関係手数料令第1条の2第1号イ～ニで定める要件に該当する者である。		

(2) 減免措置の内容

出願審査請求料を免除又は1 / 2 に軽減

(3) 様式見本

①出願審査請求書（単独出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	〇〇 〇〇
【手数料の表示】 ^{*2}	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】 ^{*3}	
• 生活保護を受けている者の場合	特許法等関係手数料令第1条の2第1号イに掲げる要件に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
• 市町村民税非課税者の場合	特許法等関係手数料令第1条の2第1号ロに掲げる要件に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
• 所得税非課税者の場合	特許法等関係手数料令第1条の2第1号ハに掲げる要件に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
• 事業税非課税の個人事業主の場合	特許法等関係手数料令第1条の2第1号ニに掲げる要件に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。

*2 免除により手数料の納付の必要がない場合には、【手数料の表示】の欄を設ける必要はありません。

*3 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】*1	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	〇〇 〇〇
【請求人】*1	
【識別番号】	9 8 7 6 5 4 3 2 1
【氏名又は名称】	▼〇株式会社
【代表者】	×× ××
【手数料の表示】*2	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】*3,4	
• 生活保護を受けている者の場合	特許法等関係手数料令第1条の2第1号イに掲げる要件に該当する請求人である。(〇〇 〇〇持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。
• 市町村民税非課税者の場合	特許法等関係手数料令第1条の2第1号ロに掲げる要件に該当する請求人である。(〇〇 〇〇持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。
• 所得税非課税者の場合	特許法等関係手数料令第1条の2第1号ハに掲げる要件に該当する請求人である。(〇〇 〇〇持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。
• 事業税非課税の個人事業主の場合	特許法等関係手数料令第1条の2第1号ニに掲げる要件に該当する請求人である。(〇〇 〇〇持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。
【その他】*5	手数料の納付の割合〇/〇

*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。

*2 免除により手数料の納付の必要がない場合には、【手数料の表示】の欄を設ける必要はありません。

*3 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

*4 減免対象者が複数の場合、「特許法等関係手数料令第1条の2第1号〇に掲げる要件に該当する請求人である。(〇〇 〇〇持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。特許法施行令第10条第1号〇に掲げる者に該当する請求人である。(▼〇株式会社

持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。」のように、改行せず続けて列記してください。

- *5 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人 A と出願人 B の持分がそれぞれ $1/2$ で、出願人 A は軽減なし、出願人 B の軽減率が $1/2$ の場合、割合は $3/4 (= 1 \times 1/2 + 1/2 \times 1/2)$ になりますので、「手数料の納付の割合 $3/4$ 」と記載してください。

9. 大学等の研究者、大学等を対象とした減免措置

(1) 対象者

①大学等の研究者

以下の (a)、(b)、(c) のいずれかに該当する者であること

- (a) 学校教育法第1条に規定する大学（以下「大学」）の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手又はその他の職員のうち専ら研究に従事する者（大学と雇用関係を有するポストドクター等）
- (b) 学校教育法第1条に規定する高等専門学校（以下「高等専門学校」）の校長、教授、准教授、助教、講師、助手又はその他の職員のうち専ら研究に従事する者
- (c) 国立大学法人法第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人（以下「大学共同利用機関法人」）の長又はその職員のうち専ら研究に従事する者

※ 改正前の産業技術力強化法に基づく軽減措置において設けられていた職務発明要件は廃止となりました。

②大学等

以下の (a)、(b)、(c) のいずれかに該当する者であること

- (a) 大学を設置する者（国立大学法人、公立大学法人、学校法人等）
- (b) 高等専門学校を設置する者（独立行政法人国立高等専門学校機構等）
- (c) 大学共同利用機関法人

※ 改正前の産業技術力強化法に基づく軽減措置において設けられていた職務発明要件は廃止となりました。

(2) 減免措置の内容

出願審査請求料を1/2に軽減

(3) 様式見本

①出願審査請求書（単独出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	学校法人〇▼大学
【代表者】	〇〇 〇〇
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】 ^{*2}	
• 大学等の研究者の場合	特許法施行令第 10 条第 3 号イに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
• 大学等の場合	特許法施行令第 10 条第 3 号ロに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。【氏名又は名称】欄は、自然人にあっては、氏名を記載してください。

*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	学校法人〇▼大学
【代表者】	〇〇 〇〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	9 8 7 6 5 4 3 2 1
【氏名又は名称】	▼〇株式会社
【代表者】	×× ××
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】 ^{*2, *3}	
• 大学等の研究者の場合	特許法施行令第 10 条第 3 号イに掲げる者に該当する請求人である。(〇〇 〇〇 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。
• 大学等の場合	特許法施行令第 10 条第 3 号ロに掲げる者に該当する請求人である。(学校法人 〇▼大学 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。
【その他】 ^{*4}	手数料の納付の割合〇／〇

*1 【請求人】欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。【氏名又は名称】欄は、自然人にあっては、氏名を記載してください。

*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

*3 減免対象者が複数の場合、「特許法施行令第 10 条第 3 号ロに掲げる者に該当する請求人である。(学校法人〇▼大学 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。特許法施行令第 10 条第 1 号〇に掲げる者に該当する請求人である。(▼〇株式会社 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。」のように、改行せず続けて列記してください。

*4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人 A と出願人 B の持分がそれぞれ 1 / 2 で、出願人 A は軽減なし、出願人 B の軽減率が 1 / 2 の場合、割合は 3 / 4 (= 1 × 1 / 2 + 1 / 2 × 1 / 2) になりますので、「手数料の納付の割合 3 / 4」と記載してください。

10. 独立行政法人を対象とした減免措置

(1) 対象者

以下に掲げる独立行政法人

1	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	23	国立研究開発法人国立循環器病研究センター
2	国立研究開発法人情報通信研究機構	24	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
3	独立行政法人酒類総合研究所	25	国立研究開発法人国立国際医療研究センター
4	独立行政法人造幣局	26	国立研究開発法人国立成育医療研究センター
5	独立行政法人国立印刷局	27	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
6	独立行政法人国立科学博物館	28	独立行政法人農林水産消費安全技術センター
7	国立研究開発法人物質・材料研究機構	29	独立行政法人家畜改良センター
8	国立研究開発法人防災科学技術研究所	30	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
9	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	31	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
10	独立行政法人国立美術館	32	国立研究開発法人森林研究・整備機構
11	独立行政法人国立文化財機構	33	国立研究開発法人水産研究・教育機構
12	国立研究開発法人科学技術振興機構	34	国立研究開発法人産業技術総合研究所
13	国立研究開発法人理化学研究所	35	独立行政法人製品評価技術基盤機構
14	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	36	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
15	独立行政法人日本スポーツ振興センター	37	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
16	国立研究開発法人海洋研究開発機構	38	国立研究開発法人土木研究所
17	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	39	国立研究開発法人建築研究所
18	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	40	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
19	独立行政法人労働者健康安全機構	41	独立行政法人海技教育機構
20	独立行政法人国立病院機構	42	独立行政法人自動車技術総合機構
21	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	43	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
22	国立研究開発法人国立がん研究センター	44	国立研究開発法人国立環境研究所

※ 改正前の産業技術力強化法に基づく軽減措置において設けられていた職務発明要件は廃止となりました。

(2) 減免措置の内容

出願審査請求料を 1 / 2 に軽減

(3) 様式見本

① 出願審査請求書（単独出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	独立行政法人〇〇
【代表者】	〇〇 〇〇
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】 ^{*2}	

特許法施行令第 10 条第 3 号ニに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。

*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	独立行政法人〇〇
【代表者】	〇〇 〇〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	9 8 7 6 5 4 3 2 1
【氏名又は名称】	▼〇株式会社
【代表者】	×× ××
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】 ^{*2, *3}	特許法施行令第 10 条第 3 号ニに掲げる者に該当する請求人である。(独立行政法人 〇〇 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。
【その他】 ^{*4}	手数料の納付の割合〇／〇

*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。

*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

*3 減免対象者が複数の場合、「特許法施行令第 10 条第 3 号ニに掲げる者に該当する請求人である。(独立行政法人〇〇 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。特許法施行令第 10 条第 1 号〇に掲げる者に該当する請求人である。(▼〇株式会社 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。」のように、改行せず続けて列記してください。

*4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人 A と出願人 B の持分がそれぞれ 1 / 2 で、出願人 A は軽減なし、出願人 B の軽減率が 1 / 2 の場合、割合は 3 / 4 (= 1 × 1 / 2 + 1 / 2 × 1 / 2) になりますので、「手数料の納付の割合 3 / 4」と記載してください。

1 1. 公設試験研究機関を対象とした減免措置

(1) 対象者

公設試験研究機関を設置する者（＝地方公共団体）

※ 「公設試験研究機関」とは、地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関であって試験研究に関する業務を行う機関です。

※ 改正前の産業技術力強化法に基づく軽減措置において設けられていた職務発明要件は廃止となりました。

(2) 減免措置の内容

出願審査請求料を 1 / 2 に軽減

(3) 様式見本

①出願審査請求書（単独出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	〇▼県
【代表者】	〇〇 〇〇
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】 ^{*2}	

特許法施行令第 10 条第 3 号へに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。

*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	○▼県
【代表者】	〇〇 〇〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	9 8 7 6 5 4 3 2 1
【氏名又は名称】	▼○株式会社
【代表者】	×× ××
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】 ^{*2, *3}	
特許法施行令第 10 条第 3 号へに掲げる者に該当する請求人である。(○▼県 持分 〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。	
【その他】 ^{*4}	手数料の納付の割合〇／〇

*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。

*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

*3 減免対象者が複数の場合、「特許法施行令第 10 条第 3 号へに掲げる者に該当する請求人である。(○▼県 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。特許法施行令第 10 条第 1 号〇に掲げる者に該当する請求人である。(▼○株式会社 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。」のように、改行せず続けて列記してください。

*4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人 A と出願人 B の持分がそれぞれ 1 / 2 で、出願人 A は軽減なし、出願人 B の軽減率が 1 / 2 の場合、割合は 3 / 4 (= 1 × 1 / 2 + 1 / 2 × 1 / 2) になりますので、「手数料の納付の割合 3 / 4」と記載してください。

1 2. 地方独立行政法人を対象とした減免措置

(1) 対象者

地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人であって、その法人の業務として試験研究を行っている地方独立行政法人

※改正前の産業技術力強化法に基づく軽減措置において設けられていた職務発明要件は廃止となりました。

(2) 減免措置の内容

出願審査請求料を1/2に軽減

(3) 様式見本

①出願審査請求書（単独出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】*1	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	地方独立行政法人〇〇
【代表者】	〇〇 〇〇
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】*2	

特許法施行令第10条第3号トに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。

*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	地方独立行政法人〇〇
【代表者】	〇〇 〇〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	9 8 7 6 5 4 3 2 1
【氏名又は名称】	▼〇株式会社
【代表者】	×× ××
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】 ^{*2, *3}	特許法施行令第 10 条第 3 号トに掲げる者に該当する請求人である。(地方独立行政法人〇〇 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。
【その他】 ^{*4}	手数料の納付の割合〇／〇

*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。

*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

*3 減免対象者が複数の場合、「特許法施行令第 10 条第 3 号トに掲げる者に該当する請求人である。(地方独立行政法人〇〇 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。特許法施行令第 10 条第 1 号〇に掲げる者に該当する請求人である。(▼〇株式会社 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。」のように、改行せず続けて列記してください。

*4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人 A と出願人 B の持分がそれぞれ 1 / 2 で、出願人 A は軽減なし、出願人 B の軽減率が 1 / 2 の場合、割合は 3 / 4 (= 1 × 1 / 2 + 1 / 2 × 1 / 2) になりますので、「手数料の納付の割合 3 / 4」と記載してください。

1 3. 承認 TLO を対象とした減免措置

(1) 対象者

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（以下「TLO法」）第4条第1項の承認を受けた実施計画に係る同法第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業を実施する者（承認TLO）

(2) 減免措置の内容

出願審査請求料を1/2に軽減

(3) 様式見本

①出願審査請求書（単独出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	8 7 6 5 4 3 2 1 0
【氏名又は名称】	株式会社〇〇ティーエルオー
【代表者】	〇〇 〇〇
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】 ^{*2}	

特許法施行令第10条第3号ハに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。

*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	8 7 6 5 4 3 2 1 0
【氏名又は名称】	株式会社〇〇ティーエルオー
【代表者】	〇〇 〇〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	9 8 7 6 5 4 3 2 1
【氏名又は名称】	▼〇株式会社
【代表者】	×× ××
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】 ^{*2, *3}	特許法施行令第 10 条第 3 号ハに掲げる者に該当する請求人である。(株式会社〇〇ティーエルオー 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。
【その他】 ^{*4}	手数料の納付の割合〇／〇

*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。

*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

*3 減免対象者が複数の場合、「特許法施行令第 10 条第 3 号ハに掲げる者に該当する請求人である。(株式会社〇〇ティーエルオー 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。特許法施行令第 10 条第 1 号〇に掲げる者に該当する請求人である。(▼〇株式会社 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。」のように、改行せず続けて列記してください。

*4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人 A と出願人 B の持分がそれぞれ 1 / 2 で、出願人 A は軽減なし、出願人 B の軽減率が 1 / 2 の場合、割合は 3 / 4 (= 1 × 1 / 2 + 1 / 2 × 1 / 2) になりますので、「手数料の納付の割合 3 / 4」と記載してください。

1 4 . 試験独法関連 TLO を対象とした減免措置

(1) 対象者

以下の表に掲げる独立行政法人における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る当該独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者（試験独法関連 TLO）

1	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	23	国立研究開発法人国立循環器病研究センター
2	国立研究開発法人情報通信研究機構	24	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
3	独立行政法人酒類総合研究所	25	国立研究開発法人国立国際医療研究センター
4	独立行政法人造幣局	26	国立研究開発法人国立成育医療研究センター
5	独立行政法人国立印刷局	27	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
6	独立行政法人国立科学博物館	28	独立行政法人農林水産消費安全技術センター
7	国立研究開発法人物質・材料研究機構	29	独立行政法人家畜改良センター
8	国立研究開発法人防災科学技術研究所	30	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
9	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	31	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
10	独立行政法人国立美術館	32	国立研究開発法人森林研究・整備機構
11	独立行政法人国立文化財機構	33	国立研究開発法人水産研究・教育機構
12	国立研究開発法人科学技術振興機構	34	国立研究開発法人産業技術総合研究所
13	国立研究開発法人理化学研究所	35	独立行政法人製品評価技術基盤機構
14	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	36	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
15	独立行政法人日本スポーツ振興センター	37	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
16	国立研究開発法人海洋研究開発機構	38	国立研究開発法人土木研究所
17	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	39	国立研究開発法人建築研究所
18	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	40	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

19	独立行政法人労働者健康安全機構	41	独立行政法人海技教育機構
20	独立行政法人国立病院機構	42	独立行政法人自動車技術総合機構
21	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	43	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
22	国立研究開発法人国立がん研究センター	44	国立研究開発法人国立環境研究所

(2) 減免措置の内容

出願審査請求料を 1 / 2 に軽減

(3) 様式見本

① 出願審査請求書（単独出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	〇〇財団法人▼▼▼▼
【代表者】	〇〇 〇〇
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】 ^{*2}	

特許法施行令第 10 条第 3 号ホに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。

*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	〇〇財団法人▼▼▼▼
【代表者】	〇〇 〇〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	9 8 7 6 5 4 3 2 1
【氏名又は名称】	▼〇株式会社
【代表者】	×× ××
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】 ^{*2, *3}	特許法施行令第 10 条第 3 号ホに掲げる者に該当する請求人である。(〇〇財団法人▼▼▼▼ 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。
【その他】 ^{*4}	手数料の納付の割合〇／〇

*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。

*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

*3 減免対象者が複数の場合、「特許法施行令第 10 条第 3 号ホに掲げる者に該当する請求人である。(〇〇財団法人▼▼▼▼ 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。特許法施行令第 10 条第 1 号〇に掲げる者に該当する請求人である。(▼〇株式会社 持分〇／〇)。減免申請書の提出を省略する。」のように、改行せず続けて列記してください。

*4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人 A と出願人 B の持分がそれぞれ 1 / 2 で、出願人 A は軽減なし、出願人 B の軽減率が 1 / 2 の場合、割合は 3 / 4 (= 1 × 1 / 2 + 1 / 2 × 1 / 2) になりますので、「手数料の納付の割合 3 / 4」と記載してください。

15. 福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業（法人・個人事業主）を対象とした減免措置

(1) 対象者

以下の①～④の要件に該当する者

①個人事業主の場合

以下の (a)、(b)、(c) いずれにも該当すること

(a) 以下の「従業員数要件」を満たしている個人事業主であること

(b) その特許発明又は発明が福島復興再生特別措置法第 86 条に規定する認定福島復興再生計画に基づき同法第 7 条第 6 項に規定する福島国際研究産業都市区域（浜通り地域等の 15 市町村^{※1}）において行う事業の成果に係るものであること

(c) 認定福島復興再生計画に期間の定めがある場合にあっては、当該期間の終了日から起算して 2 年以内に出願されたものであること

	業種	常時使用する従業員数 ^{※2}
1	製造業、建設業、運輸業その他の業種（2 から 7 までに掲げる業種を除く。）	300 人以下
2	卸売業	100 人以下
3	サービス業（6 及び 7 に掲げる業種を除く。）	100 人以下
4	小売業	50 人以下
5	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900 人以下
6	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300 人以下
7	旅館業	200 人以下

②会社の場合

以下の (a)、(b)、(c) いずれにも該当すること

- (a) 以下の「従業員数要件」又は「資本金額要件」のいずれかを満たしている会社であること
- (b) その特許発明又は発明が福島復興再生特別措置法第 86 条に規定する認定福島復興再生計画に基づき同法第 7 条第 6 項に規定する福島国際研究産業都市区域（浜通り地域等の 15 市町村^{※1}）において行う事業の成果に係るものであること
- (c) 認定福島復興再生計画に期間の定めがある場合にあつては、当該期間の終了日から起算して 2 年以内に出願されたものであること

	業種	常時使用する 従業員数 ^{※2}	資本金額 又は出資総額
1	製造業、建設業、運輸業その他の業種（2 から 7 までに掲げる業種を除く。）	300 人以下	3 億円以下
2	卸売業	100 人以下	1 億円以下
3	サービス業（6 及び 7 に掲げる業種を除く。）	100 人以下	5,000 万円以下
4	小売業	50 人以下	5,000 万円以下
5	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900 人以下	3 億円以下
6	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300 人以下	3 億円以下
7	旅館業	200 人以下	5,000 万円以下

③組合の場合

以下の (a)、(b)、(c) いずれにも該当すること

(a) 以下の表のいずれかに該当する組合であること

(b) その特許発明又は発明が福島復興再生特別措置法第 86 条に規定する認定福島復興再生計画に基づき同法第 7 条 6 項に規定する福島国際研究産業都市区域（浜通り地域等の 15 市町村^{※1}）において行う事業の成果に係るものであること

(c) 認定福島復興再生計画に期間の定めがある場合にあつては、当該期間の終了日から起算して 2 年以内に出願されたものであること

組合
• 企業組合
• 協業組合
• 事業協同組合 • 事業協同小組合 • 協同組合連合会
• 農業協同組合 • 農業協同組合連合会
• 漁業協同組合 • 漁業協同組合連合会 • 水産加工業協同組合 • 水産加工業協同組合連合会
• 森林組合 • 森林組合連合会
• 商工組合 • 商工組合連合会
• 商店街振興組合 • 商店街振興組合連合会
• 消費生活協同組合

<ul style="list-style-type: none"> 消費生活協同組合連合会
<ul style="list-style-type: none"> 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人であるもの 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が常時300人以下の従業員を使用する者であるもの 酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人であるもの 酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの

④NPO 法人の場合

以下の (a)、(b)、(c) いずれにも該当すること

(a) 以下の「従業員数要件」を満たしている NPO 法人であること

(b) その特許発明又は発明が福島復興再生特別措置法第 86 条に規定する認定福島復興再生計画に基づき同法第 7 条第 6 項に規定する福島国際研究産業都市区域（浜通り地域等の 15 市町村^{※1}）において行う事業の成果に係るものであること

(c) 認定福島復興再生計画に期間の定めがある場合にあつては、当該期間の終了日から起算して2年以内に出願されたもの

業種	常時使用する従業員数 ^{※2}
以下の業種（小売業、卸売業及びサービス業）以外の業種	300 人以下
小売業	50 人以下
卸売業又はサービス業	100 人以下

※1 福島国際研究産業都市区域（浜通り地域等の15市町村）

いわき市：全域
相馬市：全域
田村市：全域
南相馬市：全域
川俣町：全域
広野町：全域
檜葉町：全域
富岡町：全域
川内村：全域
大熊町：全域
双葉町：全域
浪江町：全域
葛尾村：全域
新地町：全域
飯舘村：全域

（全国地方公共団体コード（総務省）順）

※2 常時使用する従業員は、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。このため、正社員に準じた労働形態である場合には従業員として扱います。一方、会社役員及び個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないので、常時使用する従業員として扱いません。また、アルバイトやパートについては、労働基準法第20条をもとに個別に判断されます。アルバイトやパートの扱いの具体例は以下のとおりです。

- 日々雇い入れられる者（アルバイト等）は原則含みません。
（注）1か月を超えて引き続き使用される場合は含みます。
- 2か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。
（注）所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。
- 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。
（注）所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。

（2） 減免措置の内容

出願審査請求料を1／4に軽減

(3) 様式見本

①出願審査請求書（単独出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	〇▼株式会社
【代表者】	〇〇 〇〇
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】 ^{*2}	

特許法施行令第 10 条第 6 号に掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

*1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。【氏名又は名称】欄は、自然人にあっては、氏名を記載してください。

*2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

②出願審査請求書（共同出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	○▼株式会社
【代表者】	〇〇 〇〇
【請求人】 ^{*1}	
【識別番号】	9 8 7 6 5 4 3 2 1
【氏名又は名称】	▼○株式会社
【代表者】	×× ××
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇〇
【手数料に関する特記事項】 ^{*2, *3}	
特許法施行令第 10 条第 6 号に掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分○／○)。減免申請書の提出を省略する。	
【その他】 ^{*4}	手数料の納付の割合○／○

- *1 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。【氏名又は名称】欄は、自然人にあっては、氏名を記載してください。
- *2 【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。
- *3 減免対象者が複数の場合、「特許法施行令第 10 条第 6 号に掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分○／○)。減免申請書の提出を省略する。特許法施行令第 10 条第 1 号○に掲げる者に該当する請求人である。(▼○株式会社 持分○／○)。減免申請書の提出を省略する。」のように、改行せず続けて列記してください。
- *4 正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人 A と出願人 B の持分がそれぞれ 1 / 2 で、出願人 A は軽減なし、出願人 B は 1 / 4 に軽減される場合、割合は 5 / 8 (= 1 × 1 / 2 + 1 / 4 × 1 / 2) になりますので、「手数料の納付の割合 5 / 8」と記載してください。

Ⅲ 補正等により増加した請求項の分の出願審査請求料の減免申請について

補正等により請求項が増加した場合（手続補正書又は誤訳訂正書を提出する前に納付した審査請求料の請求項の数より増加している場合に限る。）には、増加した請求項の数分の審査請求料を納付しなければなりません。平成31年4月1日以降に出願審査の請求を行った出願について増加した請求項の数分の審査請求料の減免を受けるときには、手続補正書の【補正をする者】の欄又は誤訳訂正書の【特許出願人】の欄に審査請求料の減免を受ける者を含めて記載し、【その他】の欄を設けて「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」の記載をすれば、減免申請書を提出しなくても、補正等により増加した請求項に関する審査請求料の減免を受けることができます。

なお、平成31年3月31日以前になされた出願審査の請求に関して、増加した請求項の数分の審査請求料の減免を受ける場合は、旧減免制度による申請が必要です。旧減免制度による申請については特許庁ホームページ内の「特許料等の減免制度」の記事を御覧ください。

「特許料等の減免制度」

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmensochi.html>

< 手続補正書（単独出願）記載例 >

【書類名】	手続補正書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁〇〇〇 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【補正をする者】 ^{*1}	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	○▼株式会社
【代表者】	○○ ○○
【発送番号】	〇〇〇〇〇〇
【補正により増加する請求項の数】	○
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	特許請求の範囲
【補正対象項目名】	全文
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【書類名】	特許請求の範囲
【請求項1】	
:	1 2 3 4 5 6
【請求項○】	〇〇〇〇
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	
【納付金額】	
【その他】 ^{*2}	
特許法施行令第 10 条第○号○に掲げる者に該当する補正をする者である。減免申請書の提出を省略する。	

*1 【補正をする者】の欄には、減免を受ける者を記載してください。【氏名又は名称】欄は、自然人にあっては、氏名を記載してください。

*2 【その他】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。（「減免を受ける旨」の記載については、各要件に該当するページを御覧ください。）

< 手続補正書（共同出願）記載例 >

【書類名】	手続補正書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁〇〇〇 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【補正をする者】*1	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	○▼株式会社
【代表者】	〇〇 〇〇
【補正をする者】*1	
【識別番号】	9 8 7 6 5 4 3 2 1
【氏名又は名称】	▼○株式会社
【代表者】	〇〇 〇〇
【発送番号】	〇〇〇〇〇〇
【補正により増加する請求項の数】	〇
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	特許請求の範囲
【補正対象項目名】	全文
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【書類名】	特許請求の範囲
【請求項1】	
:	
【請求項〇】	
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇
【その他】*2,3	
特許法施行令第10条第〇号〇に掲げる者に該当する補正をする者である。 (○▼株式会社 持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。 手数料の納付の割合〇/〇	

*1 【補正をする者】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。【氏名又は名称】欄は、自然人にあっては、氏名を記載してください。

*2 【その他】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載し、その後に正規の納付金額に対する、軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人Aと出願人Bの持分がそれぞれ1/2で、出願人Aは軽減なし、出願人Bの軽減率が1/2の場合、割合は3/4(=1×1/2+1/2×1/2)になりますので、「手数料の納付の割合3/4」と記

載してください。

- *3 減免対象者が複数の場合、「特許法施行令第 10 条第○号○に掲げる者に該当する補正をする者である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。特許法施行令第 10 条第○号○に掲げる者に該当する補正をする者である。(▼○株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。」のように、改行せず続けて列記してください。(「減免を受ける旨」の記載については、各要件に該当するページを御覧ください。)

< 誤訳訂正書 (単独出願) 記載例 >

【書類名】	誤訳訂正書
【提出日】	令和○○年○○月○○日
【あて先】	特許庁○○○ 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願○○○○○-○○○○○○○
【特許出願人】*1	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	○▼インコーポレーテッド
【代表者】	○○ ○○
【発送番号】	○○○○○○○
【訂正により増加する請求項の数】	○
【誤訳訂正 1】	
【訂正対象書類名】	特許請求の範囲
【訂正対象項目名】	全文
【訂正方法】	変更
【訂正の内容】	
【書類名】	特許請求の範囲
【請求項 1】	
：	
【請求項○】	
【訂正の理由等】	
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	○○○○
【その他】*2	

特許法施行令第 10 条第○号○に掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。

*1 【特許出願人】の欄には、減免を受ける者を記載してください。【氏名又は名称】欄は、自然人にあっては、氏名を記載してください。

*2 【その他】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割

合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。（「減免を受ける旨」の記載については、各要件に該当するページを御覧ください。）

< 誤訳訂正書（共同出願）記載例 >

【書類名】	誤訳訂正書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁〇〇〇 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【特許出願人】*1	
【識別番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9
【氏名又は名称】	○▼インコーポレーテッド
【特許出願人】*1	
【識別番号】	9 8 7 6 5 4 3 2 1
【氏名又は名称】	▼○インコーポレーテッド
【代表者】	〇〇 〇〇
【発送番号】	〇〇〇〇〇〇
【訂正により増加する請求項の数】	〇
【誤訳訂正1】	
【訂正対象書類名】	特許請求の範囲
【訂正対象項目名】	全文
【訂正方法】	変更
【訂正の内容】	
【書類名】	特許請求の範囲
【請求項1】	
:	
【請求項〇】	
【訂正の理由等】	
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	〇〇〇〇
【その他】*2,3	

特許法施行令第10条第〇号〇に掲げる者に該当する特許出願人である。
 (○▼インコーポレーテッド 持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。
 手数料の納付の割合〇/〇*3

*1 【特許出願人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。【氏名又は名称】欄は、自然人にあっては、氏名を記載してください。

*2 【その他】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載し、その後正規の納付金額に対する、

軽減後の納付金額の割合を記載してください。例えば、出願人 A と出願人 B の持分がそれぞれ $1/2$ で、出願人 A は軽減なし、出願人 B の軽減率が $1/2$ の場合、割合は $3/4 (= 1 \times 1/2 + 1/2 \times 1/2)$ になりますので、「手数料の納付の割合 $3/4$ 」と記載してください。

- *3 減免対象者が複数の場合、「特許法施行令第 10 条第○号○に掲げる者に該当する特許出願人である。(○▼インコーポレーテッド 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。特許法施行令第 10 条第○号○に掲げる者に該当する特許出願人である。(○▼インコーポレーテッド 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。」のように、改行せず続けて列記してください。(「減免を受ける旨」の記載については、各要件に該当するページを御覧ください。)

